

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 6	部課名 経営管理部 職員課	事業名	大田区職員文化会等入補助金
監査の結果		措置状況	
<p>平成16年度の予算書には職員退職者会助成として1,000,000円が計上されているが、会費については会則第8条によりすべて互助給付事業に充当されており、会費は当該事業に使われていないと解される。よって、職員文化会への補助金を使用されていると考えられ、区に勤務する職員を構成員とする職員文化会への補助金の使途としては適切ではない。</p>		<p>平成18年度より、職員退職者会への助成は、廃止しました。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 9	部課名	区民生活部区民生活課	事業名	自治会・町会設置防犯灯維持管理費補助金
監査の結果			措置状況	
<p>自治会・町会設置の防犯灯維持管理費補助金交付要綱第4条には、「補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その年額は次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 1本当たりの年間電気料金の平均単価に、防犯灯数を乗じて得た額</p> <p>(2) 1本当たりの年間修理代に防犯灯数を乗じて得た金額」と規定されている。</p> <p>しかし、現状の補助金額は、電気料金については、(1)各自治会・町会の4月の電気料の加重平均単価(自治会・町会の4月の電気料を合計したものを合計本数で除したもの)によっているため、要綱の算出基準とは異なる。</p> <p>その結果、各自治会・町会の受ける補助金は、実費と比較して多くなる場合と少なくなる場合が生じることとなる。補助金の交付の公平性の観点からは、実費を補助する考え方がひとつには考えられる。また、基準本数と基準単価を算定して定額を補助するという考え方もある。</p> <p>修理代については、要綱にある「1本当たりの年間修理代」を要綱設定以前からの定額補助として算出している。改めて、実績を把握の上、交付方法を見直すか、要綱を実態に沿って適切に改定するか検討されたい。</p>			<p>電気料金、修理代ともに基準単価等を算定し、定額補助とする方向で要綱改正を検討します。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 10	部課名	区民生活部区民生活課	事業名	大田区文化振興協会運営費・事業補助金																		
監査の結果			措置状況																			
<p>消費税申告納税額が補助対象経費となっている。</p> <p>平成15年度より平成16年度にかけての補助対象費の内訳は以下のとおりである。(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費補助金</td> <td>92,200</td> <td>204,397</td> </tr> <tr> <td>(うち消費税補助)</td> <td>(921)</td> <td>(2,247)</td> </tr> <tr> <td>事業費補助金</td> <td>86,490</td> <td>84,290</td> </tr> <tr> <td>(うちU協議会助成金)</td> <td>(16,855)</td> <td>(19,080)</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>178,690</td> <td>288,688</td> </tr> </tbody> </table> <p>消費税は、原則として課税売上時に消費税を預かり(仮受)、課税仕入時に消費税を支払い(仮払)、差引預かり残額があればこれを納税し、差引仮払い額が超過していれば還付を受けるという構造である。このような構造から考えて、本来的には補助の対象とする項目ではなく、補助の対象からは除外すべきである。</p> <p>なお、補助金精算書における租税公課(消費税申告納付額)精算額は2,247千円であったが、実際の消費税申告納付額は2,119千円であった。これは精算書提出日より消費税の申告書提出日が遅いことに起因している。しかし、補助金精算に関する見込額と実績額が異なった場合には何らかの追加的精算が望まれる。</p>				平成15年度	平成16年度	運営費補助金	92,200	204,397	(うち消費税補助)	(921)	(2,247)	事業費補助金	86,490	84,290	(うちU協議会助成金)	(16,855)	(19,080)	合計金額	178,690	288,688	<p>補助金精算時の消費税計算額と、その後に行った消費税の申告納付額との間に差異が生じたので、区へ差額分を納入させた。</p> <p>また、平成18年度より、補助の対象から消費税を除外した。</p>	
	平成15年度	平成16年度																				
運営費補助金	92,200	204,397																				
(うち消費税補助)	(921)	(2,247)																				
事業費補助金	86,490	84,290																				
(うちU協議会助成金)	(16,855)	(19,080)																				
合計金額	178,690	288,688																				

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 12	部課名	区民生活部防災課	事業名	防災市民組織・市民消防隊助成金																																																
監査の結果			措置状況																																																	
<p>①自治会・町会を母体とする防災市民組織に対して、平成16年度特別助成金が交付されているが、事業実績報告書では特別助成金交付の条件である地域防災訓練の実施が記載されていない。実施確認は、少なくとも事業実績確認書で行うべきである。事業実績報告書に記載のない団体(15団体)に対しては、全てに実施確認の上、当該報告書を提出してもらうように指導されたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自治会・町会名</th> <th>特別助成金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>A自治会</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>B自治会</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>C会</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>D町会</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>E自治会</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>F町会</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>G町会</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>H会</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>I町会</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>J自治会</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>K会</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>L町会</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>M自治会</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>N町会</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>O町会</td><td>24,000</td></tr> </tbody> </table>				自治会・町会名	特別助成金	1	A自治会	23,000	2	B自治会	23,000	3	C会	24,000	4	D町会	24,000	5	E自治会	24,000	6	F町会	23,000	7	G町会	26,000	8	H会	23,000	9	I町会	23,000	10	J自治会	26,000	11	K会	24,000	12	L町会	23,000	13	M自治会	23,000	14	N町会	24,000	15	O町会	24,000	<p>事業実績報告書で指摘のあった15団体については、その後実施状況を確認、当該報告書の追加報告手続きを行っています。</p> <p>今後とも、当該報告書の提出にあたって、審査を徹底していきます。</p>	
	自治会・町会名	特別助成金																																																		
1	A自治会	23,000																																																		
2	B自治会	23,000																																																		
3	C会	24,000																																																		
4	D町会	24,000																																																		
5	E自治会	24,000																																																		
6	F町会	23,000																																																		
7	G町会	26,000																																																		
8	H会	23,000																																																		
9	I町会	23,000																																																		
10	J自治会	26,000																																																		
11	K会	24,000																																																		
12	L町会	23,000																																																		
13	M自治会	23,000																																																		
14	N町会	24,000																																																		
15	O町会	24,000																																																		

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

②次の平成15年度事業報告書兼収支報告書では、収入金額が支出金額を上回っている（数千円から十数万円）。

この場合の取扱いを要綱で明確にする必要がある。

組織名
P 自治会
Q 消防隊
R 自治会

交付された助成金は、年度内に使用しなければならないこととなっていますが、高額な資器材の購入などの場合に、1回を限度として次年度に繰り越すことができる旨、平成18年3月31日付で要綱を改正し、明記しました。

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 13	部課名 区民生活部防災課	事業名	消防団助成金・共済制度助成金等
監査の結果		措置状況	
<p>①平成16年度“消防団助成金月別収支調書”の年間合計額と“消防団事業実績報告書兼収支報告書(平成16年度分)”の科目別金額が一致しない箇所がある。</p> <p>(1) A消防団については、始式費を除き他の全ての科目で不一致がある。</p> <p>(2) B消防団については、訓練費・予防警戒費・研修費および期末の残高に不一致がある。</p>	<p>改めて各消防団の帳簿と提出書類を精査した結果、帳簿又は提出書類の記入漏れ、記入誤りであることを確認したため、団に対して書類の訂正を依頼し措置しました。</p> <p>なお、記入誤り等を未然に防ぐため、消防団の帳簿類の確認を年2回(10月、3月)実施していきます。</p>		
<p>②C消防団の金銭出納帳には、記載漏れ・科目の誤り等が散見される。</p> <p>① ②とも適正に処理されたい。</p>	<p>改めて当該消防団の金銭出納帳と支出明細書類を精査した結果、記入漏れ、記入誤りを確認したため、金銭出納帳の訂正を依頼し、修正を確認しています。</p> <p>なお、記入誤り等を未然に防ぐため、消防団の帳簿類の確認を年2回(10月、3月)実施していきます。</p>		

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 15	部課名 産業経済部産業振興課	事業名	財団法人大田区産業振興協会補助金
監査の結果		措置状況	
<p>①当該補助の目的は要綱上明らかではない。つまり、要綱の第1条（趣旨）には、「この要綱は、財団法人大田区産業振興協会に対する助成に関する条例（平成7年条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）が行う事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項及び手続を定めることを目的とする。」とあるだけであり、補助の目的自体は要綱に明記されていない。要綱上に目的を記載することにより、どのような効果を狙って、当該補助金を支出するのか明確にすべきである。</p>		<p>補助金交付要綱を改正し、第1条の中で補助の目的（中小企業の振興と勤労者福祉の向上を図るための事業経費）を明確にしました。</p>	
<p>②申請時には、（1）申請額（2）事業内容及び補助金支出内訳書を提出することになっているが、合わせて理由書も添付させるように要綱を改定すべきである。</p>		<p>補助金交付要綱を改正し、第2条で交付の対象を具体的に記載するとともに、交付申請に必要な事項として、第3条で申請理由書を明記しました。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

<p>③実績報告時に補助金執行についての、補助金精算及び返納額内訳書並びに補助金精算内訳書を入手しているが、補助金の精算内容について、詳細なチェックがなされていない。</p> <p>第一に、申請外の支出に対して補助がなされている（固定資産取得支出1,130,325円）。</p> <p>第二に、特定預金支出等に対して補助がなされている。</p> <p>第三に、証憑による照合がなされた形跡がない。</p> <p>財団に対しては、実績で平成16年度405百万円の補助金が支出されていることを鑑みると、補助金精算及び返納額内訳書の厳格なチェックをするとともに、検討結果の資料も適切に整理保存すべきである。</p>	<p>“第一”については、施設運営上必要なため購入しました。全体的な補助金の枠の中の対象のものと考えております。計画変更を要する場合の手続きを明確にしました（第5条）。</p> <p>“第二”の特定預金支出等の退職給与引当金支出は人件費の補助として認めたものです。公益法人会計システム賃借料については、管理運営上必要なものと考えています。</p> <p>“第三”については、点検項目・点検者を明記し、厳格なチェックを行うこととしました（第6条～第7条）。</p>
--	---



平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 16	部課名	産業経済部産業振興課	事業名	商店街装飾灯維持管理費補助金・装飾灯設置補助
監査の結果			措置状況	
<p>要綱と異なる方式によって、設置基本本数が算出されている。</p> <p>要綱と異なる方式によったのは、3商店街であり、一部「とび地」について実数によって設置基本本数を算出したものである。要綱に基づく適用をすべきである。理由は、補助金算出方法で、商店街が保有する本数を考慮しない規定、すなわち、「街路灯本数が商店街で保有する本数と同数、または多い場合は商店街の保有する本数を街路灯の数とする。また、商店街の年間支払い電灯料額が基準の額より低い場合は、低い方を補助金とする。」ことを明確にしているからである。</p>			<p>「とび地」に設置されているものも同じ商店会エリアの中にあつて、商店会保有の装飾灯です。そのため、補助金算出の本数に入れています。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 17	部課名 産業経済部産業振興課	事業名	商店街活性化推進事業補助金
監査の結果		措置状況	
<p>補助金は、事業に関する経費のうち、取扱店名簿、ポスター等当該事業の宣伝、拡充に資する物品の購入経費が補助対象経費となるが、購入申請書にある換金申込書は、事業主が換金の際に使用するものであり、補助対象経費から除外すべきである。実績報告時には除外されている。</p> <p>また、取扱名簿等についても、必要数についての検証を実施した形跡がない。必要数の積算の根拠を合わせて入手すべきである。</p>		<p>補助金の対象経費については、内容を十分精査し適用していきます。必要数の算出については、各帳票類の受払簿の写しの提出を求め確認していきます。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 21	部課名 産業経済部産業振興課	事業名	新製品・新技術開発支援事業補助金
監査の結果		措置状況	
<p>補助金申請の所在地要件には「区内に本社若しくは事業所を有する」となっており、また法人事業者が申請の際には①社歴（経歴書）または会社案内②会社の登記簿謄本③納税証明書（前事業年度の事業税（都税）の納税証明書）の添付書類が必要となる。</p> <p>しかし、今回当該補助金の交付を受けた内の3社については本店の住所地在区外であり、大田区内に支店として登記は行っておらず、さらに納税証明書からも大田区で納税していることも定かでないことから、書類審査の上では大田区に活動の拠点が存在するかどうか判別できなかった。</p> <p>しかし、区としての解釈は登記等に関係なく、実質的に新製品・新技術開発の活動が大田区内で行われていればよいとの解釈で、該当する3社についても区は審査上、実態を調査しており問題ないとしている。また、その後要件を満たしている。</p> <p>補助交付要件の摘要については、厳格に実施すべきである。また、例外的な取り扱いをした場合においては、その理由、手続を明確にすべきである。</p>		<p>1社は、大田区産業振興協会が支援している異業種交流会「アット'96」参加企業であり、同協会が実施している平成13年度新製品・新技術コンクール出展企業です。8年前から大田区で活動しています。</p> <p>他2社は、大田区創業支援施設に入居し、約9か月経過しています。この施設は、新製品・新技術の研究開発によって区内で創業を目指している企業を支援する施設であり、当該事業と連携することでより大きな効果を上げることが期待できます。</p> <p>このことから、当該施設入居企業の申請に対しては、要綱に合致するとみなし取り扱いをしました。</p> <p>今後も事業効果が上がるよう適切な取り扱いをしていきます。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 23	部課名 保健福祉部計画調整課	事業名	社会福祉法人E会への補助金
監査の結果		措置状況	
<p>①申請書添付書類の理由書が提出されていないまま、補助金が執行されている。また、15年においても入手した形跡がない。また、当該補助金は、予算の執行委任は計画調整課であるが、予算は、障害福祉課、保育サービス課にまたがるものである。この各々の部課も理由書を要求していなかった。(但し、当該監査期間内で、平成16年度、平成17年度の理由書を部局で入手した。)</p> <p>申請書の添付書類として要求されるものは、次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理由書</li> <li>(2) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書</li> <li>(3) 別に国又は他の地方公共団体からの助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類</li> <li>(4) その他区長が必要と認める書類</li> </ul> <p>申請書の添付書類たる理由書を入手し、理由が妥当であるか検討し補助金を執行すべきである。</p>		<p>16・17年度の理由書は当該監査期間中にE会より提出を受けました。今後も、条例に基づく書類の提出を求め、補助金の執行を適正に行っていきます。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

<p>②E会に対する補助は、条例第2条で、(1)E会の行う事業に関する人件費及び事務費(2)区長が特に必要と認めた事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるとなっている。しかし、人件費補助(固有職員11名、区OB職員4名、区派遣職員5名)について、各職員がいかなる職務に従事しているか詳細に把握していない。詳細に把握して、補助金を執行すべきである。</p>	<p>16・17年度の組織図、職務分掌、事務分担表(事務量の分担を含む)については包括外部監査期間中に入手しています。今後もE会職員の従事業務内容について詳細に把握し、人件費補助の適正な執行に努めていきます。</p>
<p>③心身障害児(者)通所訓練事業補助の一部補助金交付額が基本経費の算定基礎日数誤りのため過大(基本経費2日分193,516円)である。実績のチェックを徹底されたい。</p>	<p>実績確認のため、関係書類相互のチェックを徹底します。なお、経費は適正な額で執行しました。</p>

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 25	部課名 保健福祉部計画調整課	事業名	地域福祉推進事業助成
監査の結果		措置状況	
<p>A会</p> <p>人件費のうち、実績報告時の積算根拠が不明確である。</p> <p>予算申請時には、時間単価計算であったが、実績報告時には、定額となっている。</p> <p>また、予算の精度、実績の承認に疑義があるが、区によるチェック、指導が十分になされていない。補助金の交付要綱第11条（状況報告）で「区長は、助成事業の円滑適正な執行を図るために必要と認めるときは、助成事業内容、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。」とある。当該事例は、まさに、交付要綱第11条を適用すべき事例である。実績報告時に疑義が生じた場合については、厳格にチェックすべきである。</p>		<p>ご指摘の点で、不十分な内容があり、今後適正な報告や検査を実施いたします。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 26	部課名 保健福祉部計画調整課	事業名 休日・休日準夜診療設備運営費補助金
監査の結果		措置状況
<p>補助対象経費の施設費に、C医師会館のエレベーター全面撤去・新設工事費代金の全額が補助対象となっている。</p> <p>C医師会館の土日、休日の一部施設を貸借（施設使用料10万円）して診療している状況を鑑みると、建物付属設備を構成するエレベーターについての全面撤去・新設工事代金を全額補助対象経費とすることは、妥当でなく、応分の負担とすべきである。この結果、従来、補助金額は各医師会定額であったが、C医師会については、平成16年度は設備運営費が300万から500万に増額されている。</p>		<p>平成16年度の補助については、エレベーターの全面撤去新設工事代を補助対象としていますが、補助要綱に則り相当な額を交付しております。</p>

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 27	部課名	保健福祉部高齢事業課 (旧 介護事業課)	事業名	社会福祉法人 K園に対する補助金
監査の結果			措置状況	
<p>養護老人ホーム運営助成費の内訳のうち、当法人が独自に基準を定め支給している、直接処遇職員手当差額（132千円）については、区が補助対象経費とするのは適切ではない。</p>			<p>養護老人ホーム入所者の重度化に伴って、特養との差額を養護勤務者に対し支給した直接処遇職員手当差額（132千円）については、ご指摘のとおり、法人が独自に基準を定め支給しているもので、区の補助対象とすることが適当でないと考えます。</p> <p>「監査の結果」を受け、同手当を平成17年度分より補助対象経費外とし、是正措置を講じました。</p>	



平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 31	部課名 保健福祉部障害福祉課	事業名	社会福祉法人Y会に対する補助金
監査の結果		措置状況	
<p>「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」の第3条第3号によれば、補助金申請に当たって“別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類”を添付する必要がある。知的障害者通所授産施設について東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金を受領しているが、当該補助金について第3号書類が添付されていない。</p>		<p>東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の助成の方法及び程度を記載した書類として「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付決定通知書」を添付させることとした。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 32	部課名 保健福祉部障害福祉課	事業名	民間緊急一時保護助成
監査の結果		措置状況	
<p>① “民間緊急一時保護助成金請求書”の実施報告には対象者の氏名欄と確認印欄があるが、当該確認印欄の押印者を特定できない。実施報告の様式を見直されたい。</p>	<p>現行の「民間緊急一時保護助成金請求書」の様式では、確認事項として「障害者氏名（サービス利用者）」と「確認印」となっており、「確認印」に障害者氏名と異なる保護者等の印が押されていたケースがありました。今回様式を見直し障害者（サービス利用者）や保護者氏名の情報を入れた「民間緊急一時保護介護実施報告書」とし、確認欄には障害者又は保護者のいずれかの押印を求め、押印者を特定できるものに改めます。</p>		
<p>②緊急一時保護申請書が保護期間開始後提出されているケースが相当数ある。事情により例外的な取扱をせざるを得ないこともあるが、常習的な対象者には是正を求める必要がある。</p>	<p>本事業は行政センターで申請受付・介護券交付を行っています。事後申請については、緊急時における柔軟な対応の一環として例外的に認めているところですが、事後申請の必要のないと思われるケースについては、各行政センターにおいて利用者へ個々に指導し、是正するように努めます。</p>		

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 33	部課名 保健福祉部障害福祉課	事業名 地域生活援助事業（グループホーム）
監査の結果		措置状況
<p>①社会福祉法人への補助は、社会福祉法第 58 条により条例で定める手続に従わなければならないとされており、区では“社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例”が施行されている。本補助金は上記要綱を根拠としているが、要綱には“社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例”との関係の記載がない。要綱上、条例との関係を明確に規定する必要がある。</p>		<p>要綱の第1条に、「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」との関係を明確に規定した。</p>
<p>②上記要綱では“その他運営主体が請求する経費については、別に定める基準により算定した額”を補助金額とするが（別表第1－3（2））、本件では運営主体の請求額の妥当性を検証する“別に定める基準”が明らかにされていない。当該事業の有効性・効率性を高めるために客観的な基準による審査が必要と判断する。</p>		<p>客観的な基準を作成し、それによる審査を行います。</p>

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 37	部課名 保健福祉部高齢福祉課	事業名 社団法人 大田区Sセンターに対する補助金
監査の結果		措置状況
<p>大田区Sセンターに対する補助金交付に関する要綱第3の2項に定める収支予算書の提出が行われていない。</p> <p>実務上は補助金申請額の内訳書を示した“申請額内訳書”が提出されており、全体の収支に関する予算は記載されていない。要綱に沿った運用をされたい。</p>		<p>要綱のとおり、平成18年度の補助金申請分から収支予算書を添えた申請を受け付けました。</p>

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 38	部課名	こども育成部子育て支援課	事業名	子ども交流センター運営補助
監査の結果			措置状況	
<p>①自主事業（加算分）について、17年10月13日付“子ども交流センター活動事業費補助金交付額確定通知書”によれば、要補助額1,500,000円とされているが、Hセンター作成の“子ども交流センター活動事業費決算（又は見込）書抄本（自主事業）”によると、次のとおり要補助額は、1,000,000円となり、過剰な執行になっている。</p>			<p>平成16年4月1日付けで、特定非営利活動法人（以下、NPO法人とする。）Hセンターから子ども交流センター活動事業費補助金交付申請書が提出され、「子ども交流センター活動事業費補助要綱」に基づき基本事業は補助基準額1520万円×100/100=1520万円、自主事業は補助基準額225万円×2/3=150万円の合計1670万円を要補助額と決定し、4回にわけて支出しました。</p> <p>平成17年3月31日付けで、NPO法人Hセンターから提出された実績報告書で自主事業の収入として申告された75万円はNPO法人の収入が合算されたものでしたが、区の支出分150万円とNPO法人の収入75万円を合わせて225万円の事業が成立したと判断し、確定通知書を発行しました。</p> <p>「子ども交流センター活動事業費補助要綱」において、収入の取扱いに関する明確な規定が無く、区・NPO両方で理解が不十分であったため、要綱を改正し、条文・様式を整備することとした。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

<p>②補助金の額を決定するための実支出額の申告が不正確である。Hセンターは、委託事業である学童保育室業務と補助事業である子ども交流センター活動事業双方を実施しているが、事業毎の経費把握が十分でないため補助対象経費の実支出額の申告が正確でなく、補助金が事業実態を反映されない形で決定されている。実支出額の申告を適切にするよう指導されたい。</p>	<p>NPO法人に対し、委託事業及び補助事業の執行にあたって、各事業毎に簿冊を整備し収支を明確化するよう指導した。また、NPO法人の収入についても簿冊を区分し明らかになるよう助言を行った。</p>
---	--

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 52	部課名 まちづくり推進部 環境保全課	事業名	保護樹木・樹林補助金
監査の結果		措置状況	
<p>大田区みどりの保護と育成に関する補助金交付要綱（以下要綱と略）では、管理経費の交付手続を①補助金の申請（要綱第4条）②補助金の交付決定等（要綱第5条）③補助金の請求（要綱第6条）としているが、実際の処理では交付申請書・交付請求書を同時に提出するよう指示している。要綱の検討も含め、整合性を取られたい。</p>		<p>要綱は、①申請書の提出②補助金の交付決定③請求書の提出となっています。</p> <p>交付請求書の提出を区の交付決定通知後とすることは区民にとって二度の負担とのご意見もありますので、便宜的に交付申請時に提出いただいた交付請求書は、補助金の交付決定するまで環境保全課で預かっています。しかし、実際の処理では、要綱に従い、申請→交付決定→請求という手順で事務処理しております。</p> <p>今後も公正に事務処理を行ってまいります。</p>	

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

整理番号No. 53	部課名	まちづくり推進部まちづくり課	事業名	民家防音工事等助成金 (複数の補助金)
監査の結果			措置状況	
<p>①機能回復工事・再更新工事は、工事業者を入札によって決定しているが、平成16年度再更新工事N01～36の36件についての平均落札率（落札価格/積算額）は99.2%であった。また、機能回復工事・再更新工事全体の平成16年度平均落札率も99.2%である（まちづくり課回答）。再更新工事N01～36の36件のうち6件は業者作成の工事金額（落札価格）と積算額が全く同額であった（但し6件中2件は3回目での落札）。交付手続きの工夫も一考察であろう。</p>			<p>機能回復・再更新工事は、事前に現地で故障調査を行い、機器の設置場所や設置方法、配管等について各戸詳細に設計したのちに入札を行っています。</p> <p>このため、使用機材や部品の種類、数量が特定され、また使用機器が指定されていることから、落札価格に差が出にくい状況となっています。</p> <p>今後は、使用機器の指定について、工事業者が幅広い機器を選択できるように国と協議してまいります。</p>	
<p>②生活保護世帯空気調和機器稼働費助成金</p> <p>補助額は、要綱第6条第1項により“生活保護世帯空気調和機器稼働費補助額の算定方式”によって決定されるが、“生活保護世帯空気調和機器稼働費補助額の算定方式”1の規定に誤りがあるので、見直され適切にされたい。</p>			<p>平成17年度において要綱を改正しました。</p>	